

平成29年度 指導監査結果

(児童福祉施設)

施設種別 施設名 運営主体	監査方法	文書による指摘事項	改善報告書の内容
幼保連携型認定こども園 YMCAあさしの保育園 (福) 奈良YMCA	実地監査	無	
保育所 あいづ保育園 (福) パルツァ事業会	実地監査	延長保育で提供される軽食について、予定献立を作成し実施すること。また、大量調理施設衛生管理マニュアルに従い、食材の発注、検収、加熱加工などについて記録すること。	指摘事項に従い、予定献立・配布献立を整備する。食材の発注及び検収については昼食・おや(乳児10時、幼児15時)と同一にする。加熱記録・検食簿は上記と同様にする。
保育所 愛の園保育園 (福) 奈良愛の園福祉会	実地監査	1月、3月及び8月に3～4日間のお弁当の日を設定しているが、やむを得ず給食を実施できない場合を除いては2回/月以下とすること。	今後、2回/月に改善できるように努める。具体的には土曜日の調理員の補充を検討中である。
保育所 あかね保育園 (福) 秋篠茜会	実地監査	無	
保育所 あけぼの会夜間保育所 (福) あけぼの会	実地監査 (集合監査)	無	
幼保連携型認定こども園 認定こども園 あやめ池学園 (福) 優憲福祉会	実地監査	無	
保育所 桜華保育園 (福) 大和清泉会	実地監査	1. 以前よりの指摘事項として、8月に連続3日間、お弁当の日を設定していたが、やむを得ず給食を実施できない状況を除いては、2回/月以下とすること。	1. 平成29年より8月に2回のお弁当日として実施している。
		2. 園の運営規程にも記載のあるように、消火訓練は避難訓練と併せて毎月1回以上実施すること。	2. 平成29年8月の避難訓練から毎月避難訓練の際に消火訓練も実施している。今後も継続して実施していく。
		3. 避難訓練の記録について、消防へ提出する「訓練等実施計画通知書」の用紙に記載していた。記録については別に書式を定め、内容等を記載し保管すること。	3. 平成29年8月から避難訓練の記録の書式を作り、記載している。今後も実施していく。
		4. 防火管理者は消防設備を自主点検し、記録を残すこと。	4. 平成29年8月から月1回自主点検し、ファイルを作成し記録している。今後も継続する。
		5. 児童虐待防止に対する取組みとして、マニュアル等を作成するとともに研修を実施し、記録を残すこと。	5. 児童虐待防止に対するマニュアルを作成したので、今年度中に研修を実施し、今後も継続して実施する。
		6. 感染症予防対策に関する研修を実施し、記録を残すこと。	6. 感染症予防対策の研修を今年度中に実施。将来的にも継続して実施する。

幼保連携型認定こども園 認定こども園 学園前学園 (福) 優憲福祉会	実地監査	無	
保育所 極楽坊保育園 (福) 宝山寺福祉事業団	実地監査	無	
幼保連携型認定こども園 こだま保育園 (福) 希望の会	実地監査	無	
保育所 こまどり保育園 (福) 奈良愛育会	実地監査	無	
保育所 西大寺保育園 (宗) 西大寺	実地監査	無	
幼保連携型認定こども園 佐保川こども園 (福) 奈良社会福祉院	実地監査	無	
幼保連携型認定こども園 佐保山こども園 (福) 奈良社会福祉院	実地監査	無	
保育所 新大宮駅前 みどりの園保育園 (福) 健仁会	実地監査	1. 職員退職金規程第9条に、在職中特に功労があった職員には功労金を支給することがあると規定されているが、判断基準・支給基準等が整備されていない。速やかに功労金の受給者の判断基準及び功労金の基準額が明確になるよう功労金規程等を作成すること。また、今後、功労金を支給しないならば、当該規定を削除すること。【前年度指摘事項につき】	1. 当該規定を削除した。
		2. 雇入れ時の健康診断が年度途中採用の職員に実施されていなかった。該当職員に対して、必要な項目の健康診断を行うこと。ただし、医師による健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い入れる場合において、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、当該健康診断の項目に相当する項目については、この限りでない。	2. 職員の雇入れ時に健康診断書の提出を求める。
		3. 事故が発生した場合の対応、事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実を報告する方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。	3. 奈良市子ども未来部こども園推進課作成の安全管理マニュアルを準用する。
		4. 事故発生の防止のための委員会を定期的に行うこと。	4. 毎月一回開催の職員会議にあわせて事故発生の防止のための委員会を開催する。
保育所 すまいる保育園 (福) 奈良万葉会	実地監査	園児の登園時、降園時において、保育士が1名のみ配置されている時間があることが確認された。保育に従事する資格を有する職員を常時2人以上配置すること。	常時2人以上を配置する。
保育所 そら保育園 (福) どんぐり	実地監査	無	

幼保連携型認定こども園 鶴舞保育園 (福) 淳心会	実地監査	無	
幼保連携型認定こども園 認定こども園 富雄学園 (福) 優憲福祉会	実地監査	無	
保育所 とみお駅前保育園 (福) 奈良苑	実地監査	無	
幼保連携型認定こども園 中登美こども園 (福) 奈良社会福祉院	実地監査	無	
保育所 奈良ルーテル保育園 (福) 近畿福音 ルーテル福祉会	実地監査	無	
保育所 西奈良ルーテル保育園 (福) 近畿福音 ルーテル福祉会	実地監査	駐車場整備工事(請負金額250万円)において 契約書の作成が行われておらず、請書が作成され ていた。今後は、経理規程第59条の規定に基づ き、適正に処理すること。	今後は経理規程第59条の規定に基づき適正に処 理する。
保育所 西の京さくら保育園 (福) 育宝会	実地監査	無	
保育所 西ノ京みどりの園保育園 (福) 健仁会	実地監査	1. 職員退職金規程第9条に、在職中に功労が あった職員には功労金を支給することがあると規 定されているが、判断基準・支給基準等が整備さ れていない。速やかに功労金の受給者の判断基準 及び功労金の基準額が明確になるよう功労金規程 等を作成すること。また、今後、功労金を支給し ないならば、当該規定を削除すること。【前年度 指摘事項につき】	1. 当該規定を削除した。
		2. 雇入れ時の健康診断が年度途中採用の職員に実 施されていなかった。該当職員に対して、必要な 項目の健康診断を行うこと。ただし、医師による 健康診断を受けた後、三月を経過しない者を雇い 入れる場合において、その者が当該健康診断の結 果を証明する書面を提出したときは、当該健康診 断の項目に相当する項目については、この限りで ない。	2. 職員の雇入れ時に健康診断書の提出を求める。
		3. 事故が発生した場合の対応、事故が発生した場 合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合 に、当該事実を報告する方法等が記載された事故 発生防止のための指針を整備すること。	3. 奈良市子ども未来部こども園推進課作成の安全 管理マニュアルを準用する。
		4. 事故発生防止のための委員会を定期的に行う こと。	4. 毎月一回開催の職員会議にあわせて事故発生 防止のための委員会を開催する。
		1. 寄附金及び寄附物品を受受した場合において は、寄附者から寄附申込書を受けること。なお、 寄附金を受け入れた際には、当該内容に対する領 収書を発行し、寄附物品を受け入れた際には受領 書を発行する等、適切に処理を行うこと。	1. 平成29年度より適切に処理を行う。

<p>保育所 みずほ保育園 (福) 平城福祉会</p>	<p>実地監査</p>	<p>2. 長期の資金の借入について、返済計画が策定されていない事例が確認された。速やかに策定し、理事会で承認を得ること。</p>	<p>2. 返済計画(案)を策定したため、直近の理事会に於いて承認を得る。</p>
		<p>3. 事故発生防止のための委員会及び従業員への研修について、委員会の立ち上げが未だされていない。研修については実施したとの陳述を受けたが実施したという記録が提示されなかった。委員会の立ち上げを行い、職員への周知及び研修を実施した際は研修実施記録を作成すること。</p>	<p>3. 事故発生防止のための委員会を立ち上げ、職員に周知し、研修実施記録を作成する。</p>
		<p>4. 園内での感染予防についての研修を実施した際は研修実施記録を作成すること。</p>	<p>4. 研修実施記録を作成する。</p>
		<p>5. 虐待防止等のための体制整備について、体制を確立したとの陳述を受けたが、体制図等の文書が未作成であり、また、研修についても実施したとの陳述を受けたが実施したという記録が提示されなかった。体制を整備したと判る書類を作成し、職員への研修を実施した際は研修実施記録を作成すること。</p>	<p>5. 体制整備書類を作成し、今後は研修実施記録を作成する。</p>
		<p>6. 外部からの不審者等の侵入防止について、訓練を行ったと陳述を受けたが、訓練実施報告書等の記録が提示されなかった。訓練を実施する度に報告書の作成を行なうこと。</p>	<p>6. 今後は訓練実施記録を作成する。</p>
		<p>7. 事故発生防止・園内での感染予防・虐待防止・外部からの不審者等の侵入防止のマニュアルについて、公的機関若しくは地域協議会が作成された冊子を用いているが、みずほ保育園の施設・環境を考慮し反映させたマニュアルを作成し職員に周知すること。</p>	<p>7. 本園独自の事故発生防止・園内での感染予防・虐待防止・外部からの不審者等の侵入防止のマニュアルを作成し、職員に周知する。</p>
		<p>8. 各年齢ごとの年間指導計画は、保育所保育指針に規定される保育内容をふまえ、保育園の実状に応じて作成すること。</p>	<p>8. 各年齢の年間指導計画を保育所保育指針に基づき作成する。</p>
		<p>9. 各部屋に年齢に応じた遊具を設置すること。</p>	<p>9. 設置した。</p>
		<p>保育所 みのり保育園 (福) あげぼの会</p>	<p>実地監査</p>
<p>保育所 学研奈良 ピュア保育園 (福) 香久山会</p>	<p>実地監査</p>	<p>保育園の開園時間中は、保育士を2名配置すること。</p>	<p>遅出のパート保育士については採用に向けて努力する。尚、有資格者2名配置の為に3月末まで園長・副園長いずれか1名事務所に待機し対応していく。</p>
<p>母子生活支援施設 佐保山荘 (福) 奈良社会福祉院</p>	<p>実地監査</p>	<p>無</p>	